

ルーテル学院大学大学院

学則

(2017年4月1日より施行)

# **ルーテル学院大学 大学院学則**

## **第1章 総 則**

第1条 本大学は、ルーテル学院大学大学院と称する。

第2条 本大学院は、人々が直面する生活および心の問題に、より専門的、総合的に対応すべく、高度の社会福祉と臨床心理および関連領域の知識と実践能力を備えた対人援助専門職の養成を目的とする。そのため本大学院は、社会福祉と臨床心理および関連領域の理論と援助技術に関する総合的な知識と実践技術を教授し、人間を総合的に理解する力と問題解決能力を向上させ、さらにつぶすんで指導する能力を養うとともに、キリスト教主義にもとづいて、人間の尊厳を積極的に擁護する徹底した姿勢を培い、より広く人類の平和と幸福、そして安定に貢献する。

- 2 本大学院は、本大学院の教育研究水準の向上を図り、前項の本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努める。
- 3 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を別に定める。

第3条 本大学院に総合人間学研究科を置く。

- 2 総合人間学研究科に社会福祉学専攻を置き、博士課程とする。
- 3 総合人間学研究科に臨床心理学専攻を置き、修士課程とする。

第4条 本大学院の博士課程に、博士前期課程及び博士後期課程を置く。

- 2 博士前期課程は、社会福祉に関する高度の知識と実践能力をもち、かつグローバルな視野をもつソーシャルワーカーを養成することを目的とする。
- 3 博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。
- 4 博士後期課程は、社会福祉学、もしくは関連領域で博士前期課程、もしくは修士課程を修了したものを受け入れ、社会福祉学の研究者として自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第5条 本大学院は、大学院生に規定の課程を修めさせるほか、学校内において礼拝を行う。

## **第2章 学年、学期および休日**

第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日より9月30日まで  
後期 10月1日より翌年3月31日まで

第8条 本大学院の休業日は次のとおりとする。

- ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ② 日曜日
- ③ 創立記念日（9月27日）
- ④ 夏期休業 8月上旬より9月中旬まで

⑤ 冬期休業 12月下旬より翌年1月5日まで

⑥ 春期休業 2月中旬より3月31日まで

2 学長が特に必要と認めたときは、前項の休日を隨時に変更し、また臨時の休業日を定めることができる。

### 第3章 大学院生定員

第9条 每年入学させる大学院生の入学定員および大学院の収容定員は次のとおりとする。

	課程	入学定員	収容定員
総合人間学研究科 社会福祉専攻	博士前期課程	10名	20名
	博士後期課程	3名	9名
総合人間学研究科 臨床心理学専攻	修士課程	10名	20名

### 第4章 修業年限および在学年限

第10条 博士前期課程および修士課程の標準修業年限は、2年とする。

ただし、社会人入学者について事前に申請することにより、特別な在学年数による履修を認めることができる。その場合の事務取扱い、学生納付金等については別に定める。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

3 博士後期課程で優れた研究業績をあげた者については、大学院教授会の審議を経て学長の承認により1年以上の在学で修了することができる。

第11条 大学院生は、博士前期課程および修士課程にあっては4年、博士後期課程にあっては、6年を超えて在学することができない。

### 第5章 教育課程および履修方法

第12条 社会福祉学専攻博士前期課程においては、授業科目を分けて基礎研究科目、専門科目、専門演習、実習とし、各々から所定の単位以上の科目を選択する。

なお、基礎研究科目、専門科目および実習に属する授業科目、単位、履修要件、専門演習の単位、履修要件については、別に定める。

2 社会福祉学専攻博士後期課程においては、大学院教授会が定める履修要項にしたがい、研究指導をうけるものとする。

3 臨床心理学専攻修士課程においては、授業科目を分けて、基礎研究科目、実習、特別研究、専門科目とし、各々から所定の単位以上の科目を履修する。なお、基礎研究科目、実習、特別研究、専門科目に属する授業科目、単位、履修要件については、別に定める。

4 教育上有益と認めるときは、他専攻科目の授業を履修させることができる。これにより履修した授業科目の単位については、大学院教授会の審議を経て卒業要件となる単位のうち、6単位を限度として、学長がこれを認めることができる。ただし、第16条2項によるものを加えて10単位を超えることはできない。

第13条 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35週にわたることを原則とする。

第14条 各授業科目の授業は、10週または15週にわたる期間を単位として行うものとする。

ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、15時間単位として授業を行うことができる。

第15条 社会福祉学専攻博士前期課程の大学院生が、卒業、または本学博士後期課程に進学するために履修すべき必要単位数は、次の表に定めるとおりとする。

科目区分	必 要 単 位 数
基礎研究科目	6単位以上
専門科目	8単位以上
専門演習	8単位
実 習	※
合 計	36単位以上

2 臨床心理学専攻修士課程の大学院生が、卒業するために履修すべき必要単位数は、次の表に定めるとおりとする。

科目区分	必 要 単 位 数
基礎研究科目	12単位以上
実 習	4単位以上
特別研究	8単位
専門科目	12単位以上
合 計	36単位以上

第16条 博士前期課程および修士課程の大学院生は履修指導をうけ、所定の科目を履修する。

- 2 博士前期課程および修士課程において、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき大学院生に当該他大学院の授業を履修させることができる。これにより履修した授業科目の単位については、大学院教授会の審議を経て、学長が卒業要件となる単位のうち10単位を限度としてこれを認めることができる。
- 3 本大学院との協定・協議の成立している外国の大学院の留学に関しては本条第2項を適用することができる。なお、その際、限度となる単位は、個別に決定する。
- 4 教育上有益と認めるときは、大学院生が以前修得した他大学院の科目を本大学院における授業科目の履修とみなし、大学院教授会の審議を経て、学長が卒業要件となる単位としてこれを認めることができる。

## 第6章 単位認定および修了

第17条 単位の認定は、試験またはそれに代わる方法によってこれを行う。

特に定めないかぎり、授業時間数の3分の1以上を欠席した科目については、受験資格を失

う。

第 18 条 成績は、優、良、可、不可とし、優、良、可を合格とする。

2 授業科目を履修し、試験等に合格した者に単位を与える。

第 19 条 本大学院博士前期課程または修士課程に 2 年以上在学し、第 15 条に定める必要単位数を修得し、かつ、社会福祉学専攻においては修士論文あるいは特定課題研究、臨床心理学専攻においては修士論文の審査に合格した者は、大学院教授会の審議を経て、学長が大学院博士前期課程または修士課程修了を認定し、これに修了証書および修士の学位を授与する。

2 博士前期課程および修士課程の修了期は、毎学年の終わりとする。

ただし、特別な事情がある場合、前項に定める修了要件を満たしていると認定された者について、大学院教授会の審議を経て、学長が前期末の修了を認めることができる。

3 本学において授与する修士の学位の専攻分野の名称は、社会福祉学専攻においては社会福祉学、臨床心理学専攻においては臨床心理学とする。

第 20 条 本学大学院博士後期課程に 3 年以上在学し、第 12 条に定めるところにより研究指導をうけ、かつ、博士論文の審査に合格した者は、大学院教授会の審議を経て、学長が大学院博士後期課程修了を認定し、これに修了証書および博士の学位を授与する。

2 博士後期課程の修了期は毎学年の終わりとする。

ただし、特別な事情がある場合、前項に定める修了要件を満たしていると認定された者について大学院教授会の審議を経て、学長が前期末の修了を認めることができる。

3 本学において授与する博士の学位の専攻分野の名称は、社会福祉学とする。

## 第 7 章 入学、休学、退学および除籍

第 21 条 本大学院博士前期課程および修士課程に入学できる者は、次の各号の 1 に該当し、入学試験に合格した者とする。

- ① 大学を卒業した者
- ② 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- ③ 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者またはこれに準ずる者
- ④ 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることとその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- ⑤ 文部科学大臣が指定した者
- ⑥ 本大学院において、個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの

2 本大学院博士後期課程に入学できる者は、次の各号の 1 に該当し、入学試験に合格した者とする。

- ① 大学院博士前期課程、もしくは修士課程を修了した者
- ② 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- ③ 本大学院において、個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者、24 歳に達したもの

3 本大学院博士前期課程の修了者については、大学院教授会の審議を経て、学長が入学試験の受

験を免除することができる。

- 4 本大学院博士後期課程を満期退学した者が再入学を希望した場合、大学院教授会の審議を経て、学長が入学試験の受験を免除することができる。

第 22 条 本大学院博士前期課程または修士課程に、他の大学院から転入学を希望する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上相当年次に転入学を許可することができる。

- 2 前項の規定により転入学を許可された者の他の大学院すでに履修した授業科目および単位数の取り扱いならびに在学すべき年数については、大学院教授会の審議を経て、学長が決定する。

第 23 条 入学期は毎学年の始めとする。

ただし、特別の事情のある場合、大学院教授会の審議を経て、学長が後期の始めに入学を許可することができる。

第 24 条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料および別に定める書類を添えて提出しなければならない。

- 2 前項の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

第 25 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、直ちに保証人を定め、身元保証書、誓約書その他所定の書類を提出し、入学金を指定の期日までに納入しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第 26 条 保証人は、本人在学中に関わるいっさいの事件につきその責に任じ、本人の父母、配偶者またはこれに代わるべき者でなければならない。

- 2 本大学院の専任教職員は、大学院生の保証人になることができない。

第 27 条 保証人が死亡または前条の要件を欠いたときは、遅滞なくこれを改め、新しく保証人を定め、身元保証書を提出しなければならない。

第 28 条 疾病、その他やむを得ない事由により満 2 ヶ月以上欠席しようとするときは、その事実を証明する書面を添え、保証人の連署をもって願い出て許可を受け、休学することができる。休学期間は修士課程および博士前期課程は 2 年以内とし博士後期課程は 3 年以内とする。なお、休学期間は在学年数に算入しない。

- 2 休学期間中であっても、その事由が止んだときは、学長に届け出て復学することができる。
- 3 外国の大学院等への留学については、本大学院における学籍上の扱いを休学とする留学、および在学のまとまる留学（以下在学留学という）の 2 種とする。
- 4 本大学院との協定・協議の成立している外国の大学院等への留学に関しては、大学院生が事前に申告をし、大学院教授会の審議を経て、学長が本人の教育上有益であると認める場合、これを在学留学として許可することができる。
- 5 在学留学の許可を受けた者については、許可を受けた期間のうち 1 年を限度として本大学院における在学年数に算入する。
- 6 在学留学の運用および在学留学中に大学院生が納める大学院学生納付金の額については、細則を別に定める。

第 29 条 疾病その他の事故により退学しようとするときは、医師の診断書その他事由を明らかにした書

面を添え、保証人連署をもって願い出て許可を受けなければならない。

第30条 正当な理由により退学した者が再入学を志願したときは、大学院教授会の審議を経て、学長がこれを許可することがある。

第31条 次の各号の1に該当する者は、大学院教授会の審議を経て、学長がこれを除籍する。

- ① 学費の納入を怠たり、催告をうけてもなお納付しない者
- ② 第11条に定める在学年数を越えた者
- ③ 第28条に定める休学期間を越えてなお就学できない者
- ④ 長期間にわたり行方不明な者

## 第8章 入学検定料および大学院学生納付金

第32条 入学検定料、および大学院学生納付金の額は、別表2に定めるところによる。

- 2 第10条によって定められた在学すべき年数を超えて在学する者は、在学すべき年数を超えた年度以降、その学生が入学時に定められた大学院学生納付金を納めなければならない。
- 3 博士前期課程および修士課程の者は、上記2にかかわらず、学位論文（特定課題研究を含む）のみを残し、在学すべき年数を超えて在学する場合、所定の手続きにより大学院学生納付金を減免する。
- 4 博士後期課程で博士論文提出資格試験に合格した者が、在学すべき年数を超えて在学する場合、上記2にかかわらず、博士論文提出資格試験に合格した年度の翌年度から所定の手続きにより大学院学生納付金を減免する。
- 5 第21条4項により博士後期課程に再入学した者は、上記2にかかわらず大学院学生納付金を減免する。
- 6 臨床心理学専攻修士課程の者は、上記2にかかわらず、臨床心理実習Ⅱのみを残し、在学すべき年数を超えて在学する場合、所定の手続きにより大学院学生納付金を減免する。

第33条 大学院学生納付金は所定の期日までに納入しなければならない。

- ① 前期または後期の中途において、入学した者は、入学した月の属する学期分の大学院学生納付金を、入学した月に納めなければならない。
- ② 学年の中途で卒業する者は、卒業する日の属する期末までの大学院学生納付金を納めるものとする。
- ③ 第37条の規定により前期または後期の中途で退学した者、あるいは第31条の規定により除籍された者（第31条第1項第1号の者は除く）の当該学期分の大学院学生納付金は、これを返還しない。
- ④ 上記以外の理由で前期又は後期の中途で退学した者の入学金を除く大学院学生納付金は、在籍した月までの月割りの金額とする。
- ⑤ 停学期間中の大学院学生納付金は、これを徴収する。
- ⑥ 学期開始日の翌日以降から休学を許可されまたは命じられた者は、休学を開始する日の前日の属する月までの、入学金を除く大学院学生納付金を月割りで納入しなければならない。  
休学中の休学在籍料を除く大学院学生納付金は免除され、別表に定める休学在籍料を月割りで納入しなければならない。
- ⑦ 復学した者は、復学した月以降の当該年度の大学院学生納付金を月割りで納入しなけれ

ばならない。

- 2 大学院学生納付金（履修者のみが納付するものを除く）は特別な許可を要せず前期・後期の2期分割納入を認める。
- 3 特別の事由により大学院学生納付金（履修者のみが納付するものを除く）について所定期日までに納入の困難な者は、願いにより学長決裁を経て分納もしくは延納を許可することができる。

第34条 すでに納入した入学検定料、入学金はこれを返還しない。

なお、入学を許可された者のうち、所定期日までに入学を辞退する者に対しては、入学金を除く大学院学生納付金を返還する。

## 第9章 賞 罰

第35条 大学院生で特に賞揚に値する業績のあった者は、これを表彰することがある。

第36条 大学院生で本学の規則にそむき、また大学院生の本分に反する行為のあったときは、懲戒する。  
懲戒は謹責、停学および退学とし、懲戒に関する規程は別に定める。

第37条 次の各号の1に該当する者に対しては、退学の処分を行う。

- ① 素行の不良の者
- ② 学業を怠り、成業の見込みのない者
- ③ 正当の理由がなくて出席の常でない者
- ④ 学校の秩序を乱し、その他本学の大学院生としての本分に反した者
- ⑤ 経済的困窮のため、所定の期日までに学生納付金の納入ができない者

第38条 大学院生の賞罰は、大学院教授会の審議を経て、学長がこれを行う。

## 第10章 大学院組織

第39条 本大学院に大学院教授会を置き、授業科目を担当する専任教員をもって組織する。

- 2 本大学院に一定数の教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他を置く。  
教授、准教授および専任講師は、担当学科目の教授研究に任じ、大学院生の指導にあたる。  
助教は、教授、准教授および専任講師のもとに担当学科目の教授研究に任じ、大学院生の指導にあたる。  
助手は、教授、准教授および専任講師のもとに研究教育の補佐業務にあたる。  
非常勤講師は、嘱託を受けた学科目の講義を担当する。

第40条 大学院に大学院研究科長を置く。

- 2 大学院研究科長は、大学院教授会において、その構成員の中より候補者を選出し、学長が任命する。
- 3 大学院研究科長は、必要に応じて大学院教授会を招集し、その議長となる。
- 4 研究科の下に専攻を置き、各専攻に専攻主任を置く。
- 5 専攻主任は当該専攻教授会において、その候補者を選出し、大学院教授会がその候補者を決定し学長が任命する。

- 6 研究科長及び専攻主任の任期は2年とする。
- 7 研究科長、専攻主任の選任に関する規程は別に定める。

- 第41条 大学院教授会は、総構成員の半数以上の出席によって成立し、出席者の過半数で議決する。
- 2 大学院教授会は次の事項を審議しそれを学長が決定する。ただし重要な事項については学長が理事会に提案する。
    - ① 学生の入学、卒業および課程の修了
    - ② 学位の授与
    - ③ 教育研究に関する重要な事項で学長が定めるもの。
  - 3 学長は、必要があると認めたときは他の職員を大学院教授会に列席させることができる。ただしこの職員は、発言権は有するが投票権は有しない。
  - 4 大学院教授会に関する規程は別に定める。

第42条 事務職員は、学務の処理、会計、経理、大学院生の福利厚生などに関する諸般の事務をとる。

第43条 本大学院に功があり、また学術上功績ある者には、名誉教授の称号を与えることができる。

## 第11章 付属施設

第44条 本大学院に図書館を設け、教職員、大学院生および校友の研究に備える。

- 第45条 図書館に図書館長を置き、原則、教授をもってこれにあて、司書をして必要な事務に3たらせる。
- 2 図書館に関する規程は別に定める。

- 第46条 本大学院に次の付属研究所を設け、研究にあたらせ、教育に資する。
- ① 包括的臨床コンサルテーション・センター
  - ② 臨床心理相談センター

- 第47条 研究所およびセンターにそれぞれ長を置き、原則、教授をもってこれにあて、所員、研究員等をして研究・教育に、事務職員をして必要な事務にあたらせる。
- 2 研究所およびセンターに関する規程はそれ別に定める。

## 第12章 科目等履修生および研究生

第48条 授業科目中の1科目または数科目の聽講を希望する者に対しては、大学院教授会の審議を経て、学長が科目等履修生として聽講を許可することがある。なお、詳細は、別に定める。

第49条 本大学院で特定課題について研究指導を希望する者に対しては、大学院教授会の審議を経て、学長が研究生、国際特別研究員、嘱託研究員として許可することがある。なお、詳細は、別に定める。

第50条 科目等履修生として履修した学科目について、第12条、第14条、第17条、および第18条の規定を適用して単位を与えることができる。ただし、科目等履修生および研究生としての期間は

大学院正規の在学年数として換算することはできない。

第 51 条 科目等履修生が聴講科目の試験に合格したときは、請求により当該科目につき履修証明書を発行する。

第 52 条 科目等履修生および研究生は、本大学院の諸規程に従わなければならない。

これにより、別表 1 授業科目表

別表 2 入学金、授業料、その他納付金

を付す。

#### 付則

1. 本学則は、平成 13 年 4 月 1 日からこれを施行する。
2. 本学則中改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
3. 本学則中改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
4. 本学則中改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
5. 本学則中改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
6. 本学則中改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
7. 本学則中改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
8. 本学則中改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
9. 本学則中改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
10. 本学則中改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
11. 本学則中改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
12. 本学則中改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
13. 本学則中改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
14. 本学則中改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
15. 本学則中改正規定は、2017（平成 29）年 4 月 1 日から施行する。

ただし別表 2 の社会福祉実習費の改正については、2018 年度より適用する。

別表1:授業科目表

1. 総合人間学研究科社会福祉学専攻 博士前期課程

分 野	授 業 科 目	単位数	必修	選択	自由
基礎研究科目 I	キリスト教社会福祉	2		○	
	キリスト教社会福祉と倫理学	2		○	
基礎研究科目 II	社会福祉援助方法総論	2		○	
	社会福祉法政策論	2		○	
	社会福祉調査法 I	2		○	
	社会福祉調査法 II	2		○	
専門科目	高齢者福祉研究	2		○	
	司法福祉研究	2		○	
	社会的弱者の自立支援研究	2		○	
	障害者福祉研究	2		○	
	児童家庭福祉研究	2		○	
	地域福祉研究	2		○	
	コミュニティワーク研究	2		○	
	精神保健福祉研究	2		○	
	集団療法特講	2		○	
	スーパービジョン研究	2		○	
	家族支援コンサルテーション研究	2		○	
	社会生活技能訓練(SST)研究	2		○	
	カウンセリング研究	2		○	
	家族援助技術研究	1		○	
	非営利組織における人材育成管理研究	2		○	
	国際社会福祉研究 I	2		○	
	国際社会福祉研究 II	2		○	
	社会福祉における経営管理研究	2		○	
専門演習	演習 I (キリスト教社会福祉)	4		○	
	演習 II (社会福祉の制度・政策)	4		○	
	演習 III (社会福祉方法と技法)	4		○	
実 習	実習	3		○	
	実践評価・実践研究	3		○	

2. 総合人間学研究科社会福祉学専攻 博士後期課程

研 究 領 域	授 業 科 目
社会福祉制度・政策研究領域	社会福祉学特殊研究
社会福祉援助技術研究領域	

### 3. 総合人間学研究科臨床心理学専攻 修士課程

分野	授業科目	単位数	必修	選択	自由
基礎研究科目	臨床心理学特論Ⅰ	2	○		
	臨床心理学特論Ⅱ	2	○		
	臨床心理面接特論Ⅰ	2	○		
	臨床心理面接特論Ⅱ	2	○		
	臨床心理査定演習Ⅰ	2	○		
	臨床心理査定演習Ⅱ	2	○		
実習	臨床心理基礎実習Ⅰ	1	○		
	臨床心理基礎実習Ⅱ	1	○		
	臨床心理実習Ⅰ	1	○		
	臨床心理実習Ⅱ	1	○		
特別研究	特別研究A(臨床心理援助方法研究)	4		○	
	特別研究B(キリスト教と臨床心理学)	4		○	
専門科目	心理学研究法特論	2		○	
	心理統計法特論Ⅰ	2		○	
	心理統計法特論Ⅱ	2		○	
	臨床心理学研究法特論	2		○	
	人格心理学特論	2		○	
	発達心理学特論	2		○	
	社会心理学特論	2		○	
	集団力学特論	2		○	
	学校臨床心理学特論	2		○	
	心理療法特論Ⅰ(交流分析)	2		○	
	心理療法特論Ⅱ(児童臨床心理)	2		○	
	心理療法特論Ⅲ(SST)	2		○	
	投映法特論	2		○	
	心理療法スーパービジョン特論	2		○	
	家族療法特論	2		○	
	児童虐待の理解と対応	1		○	
	サイコドラマ特論	2		○	
	キリスト教倫理学特論	2		○	
	牧会カウンセリング特論	2		○	
	臨床死生学特論	2		○	
	精神医学特論	2		○	
	心身医学特論	2		○	

### 4. 留学生共通科目

下記科目については、修了に必要な単位数には含めない。また、成績の評価は第18条1項に関らず合格、不可とする。留学生については修士論文、特定課題研究を提出する前までに履修することを要する。

分野	授業科目	単位数
各専攻共通	日本語論文の書き方	2

## 別表2：入学金、授業料、その他納付金

### 1. 2017年度入学者に係わる大学院学生納付金(年額)

	総合人間学研究科	
	社会福祉学専攻	臨床心理学専攻
授業料	500,000円	600,000円
入学金	200,000円 (入学時のみ納付)	200,000円 (入学時のみ納付)
施設費	150,000円	150,000円
休学生籍料	150,000円	150,000円

- 1 上記の規定にかかわらず、本学学部の卒業生については入学金の半額を免除する。
- 2 本学大学院博士前期課程(修士課程)の卒業生が博士後期課程に進学する場合には、入学金は徴収しない。
- 3 特別な在学年数の制度で入学した者の学生納付金については別に定める。
- 4 第21条第4項により本大学院博士後期課程に再入学した者の入学金は徴収しない。
- 5 本大学院博士前期課程または修士課程を退学し、再入学をした者の入学金は徴収しない。
- 6 第32条第3項、第4項、第5項、第6項に定める学生納付金は年額210,000円とする。  
なお前期または後期のみで卒業する場合、105,000円とする。

### 2. 2017年度履修登録に係わる学生納付金(年額)

社会福祉実習費	(1単位につき)	10,000円
臨床心理基礎実習費	(各1単位につき)	25,000円
臨床心理実習費	(各1単位につき)	25,000円

### 3. 2017年度に実施する2018年度入学試験に係わる納付金

入学検定料 35,000円

### 4. 2017年度科目等履修生聴講料

2単位の科目	25,000円
1単位の科目	15,000円
聴講選考料	10,000円

### 5. 研究生在籍料 200,000円

6. 別表2における年度は、学則改定がない場合は、更新して適用される。